

美幌町住民投票条例について

平成23年9月20日

美幌町総務部政策財務グループ^o

住民投票とは？

特定の事案について、住民が直接賛否の意思を表明する制度

住民投票の種類

1. 憲法に基づく住民投票

地方自治特別法の制定(第95条)

一部の地方公共団体のみに適用される特別法は、住民の
投票において過半数の同意が必要

2.法律に基づく住民投票

(1)議会の解散（地方自治法第76条）

有権者の1/3以上の署名



住民投票で過半数の賛成



解散

(2)議員・長の解職（地方自治法第80条・第81条）

有権者の1/3以上の署名



住民投票で過半数の賛成



解職

(3)合併協議会設置の協議(市町村合併特例法第4条・第5条)

有権者の1/50以上の署名



議会で否決し、かつ長が住民投票を実施しなかった場合



有権者の1/6以上の署名で住民投票

3. 条例に基づく住民投票

(1) 個別設置型 …… 案件ごとに条例を制定して実施

住民

有権者の1/50以上の
連署による条例制定の
直接請求(自治法74条)

議会議員

議員の1/12以上の賛成
により条例案の提出(自治
法112条1項、2項)

町長

条例案の提出
(自治法149条1号)

議会による条例案の審議

否決

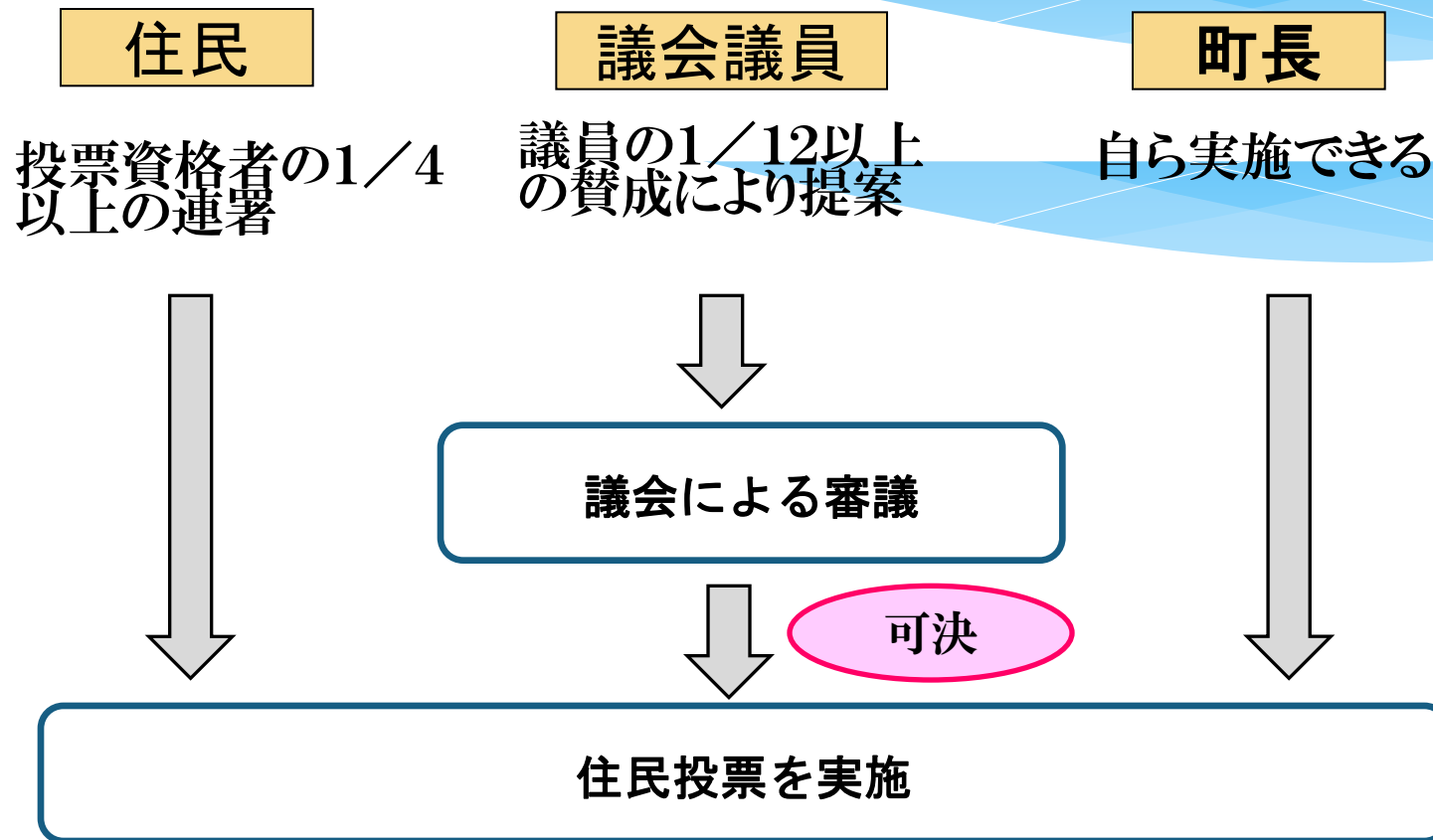
条例不成立＝住民投票は実施できない

可決

住民投票条例の制定

住民投票を実施

(2)常設型 ……あらかじめ条例で投票実施に係る要件を定めている



要件がみたされれば、議会の議決なしに住民投票が実施できる。

(3)条例に基づく住民投票の例

①市町村合併

合併の賛否～埼玉県富士見市(H15)、神奈川県相模湖町(H16)

合併の枠組～滋賀県長浜市(H15)、和歌山県北山村(H15) など

②国や県の施策に関連するもの

原発建設～新潟県巻町(H8)、三重県海山町(H13)

米軍ヘリポート基地建設～沖縄県名護市(H9) など

③自治体固有の課題に関するもの

新しい市の地名～兵庫県一宮町(H17)

地域交流センターの建設～千葉県四街道市(H19)

総合文化会館の建設～長野県佐久市(H21) など

(4)投票結果の拘束力

憲法や法律に基づいた住民投票と違い、条例に基づくものは、投票結果に法的拘束力はない。町長等は、投票結果を尊重する。

個別設置型と常設型のメリットとデメリット

個別設置型

メリット

- ① 対象事案に最も適した制度設計が可能
- ② 対象が明確である。
- ③ 町民、議会、が十分な議論を行った上で実施することが可能。
- ④ 制度の濫用を抑止することができる。

デメリット

- ① 条例制定の直接請求をしても条例が制定されるか不確実である。
- ② 条例制定に一定の時間がかかるために即応性を欠く。
- ③ 望ましい結果が生じやすいように制度を操作されるおそれがある。

メリット

- ① 要件を満たせば住民投票を実施できる。
- ② 迅速な対応が可能である。
- ③ どのような課題であっても、同一の制度で行うことが可能なので、制度として安定している。
- ④ 住民の市政への参加意識が高まることが期待できる。

デメリット

- ① 制度の柔軟性に欠ける。
- ② 「町政に関する重要事項」に該当するか判断基準があいまいである
- ③ 本来必要とされる住民、議会、町長の十分な話し合いによる合意形成の過程を損なう可能性がある。
- ④ 制度の濫用を招くおそれがある。

常設型

対象となる事項(ポジティブリスト・ネガティブリスト)

(1) ポジティブリスト

対象事項が明確となるが、書かれていない項目は対象外となる。

(2) ネガティブリスト

①自治体の権限に属さない事項	憲法改正、道立病院の設置を決定(「設置を求める」として自治体の意思を明確にするために実施する場合は可としている場合もある)など
②法令の規定に基づき住民投票ができる事項	議会の解散、長・議員の解職など
③特定の住民又は地域に関する事項	〇〇氏への町民栄誉賞の授与など
④自治体の事務処理(組織、人事、財務など)に関する事項	〇〇部長の降格、〇〇課の設置、通常の契約事務など
⑤金銭徴収に関する事項	住民税の引き下げ、公共施設の使用料など

美幌町住民投票条例では①②④⑤を規定する予定。

投票資格者

(1) 美幌町自治基本条例で規定されている内容

①町長は、町政に関する重要な事項について、住民(外国人を含む)の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

②年齢は18歳以上

(2) 外国人の投票権

外国人を含むことは、美幌町自治基本条例で定められている。

①永住者

②日本人の配偶者

③永住者の配偶者

④定住者

⑤特別永住者

外国人の投票権を認めている自治体の多くは①と⑤には、投票権を認めている。
岸和田市、川崎市、大和市、北広島市は②③④で3年以上日本に在住している方にも認めている。町民会議では、②③④についても認めるべきではないかとの意見が多かった。

投票の方法・成立要件

投票の方法

- (1) 無記名投票
- (2) ○×方式
- (3) 「二者択一」又は「二者択一＋複数の選択肢」

成立要件

成立要件・・・投票率〇〇%以下の場合は住民投票を無効とするもの。(無効でも開票すると規定している自治体もある。)

成立要件を設けると投票に行かないという選択肢ができてしまい投票をボイコットすることも考えられるため、美幌町自治基本条例では、成立要件を規定していない。

まとめ

- 日本の地方自治は、長及び議員を住民の代表とする間接民主制が基本です。住民投票は、それを補う制度です。
- 住民投票は、町にとって重要な事項について、住民一人一人の意思を確認する必要に迫られたときに、最終手段として実施されるべきものです。住民投票は究極の町民参加の手法ともいえます。
- 住民投票を実施する前に、情報共有と町民参加により町民、議会、行政は徹底的に話し合う必要があります。

北海道新聞

(平成23年9月20日)

地方自治法改正案の概要

●地方議会制度

▽定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができる
▽議長が臨時会招集を請求しても首長が応じない場合は、議長が臨時会を招集できる

●議会と首長の関係

▽副知事・副市町村長の選任を専決処分の対象から除く
▽首長は、条例の送付を受けたら20日以内に公布しなければならない(再議する場合を除く)

●直接請求制度

▽議会の解散、首長の解職請求(リコール)に必要な署名数の要件を緩和する
▽条例の制定・改廃請求の対象から地方税の賦課徴収を除く規定を削除する

●住民投票制度の創設

▽大規模な公共施設設置について、条例を制定すれば住民投票で可否を決めることができる

法改正案 直接請求、投票制度が焦点

「首長・議会 権限弱まる」

「直接請求が乱発され、地方の財政基盤に大きな影響が懸念される」。総務省で15日に開かれた初会合で、福田富一栃木県知事は、地方税の賦課徴収に関する条例制定・改廃を住民の直接請求の対象に加えるとした政府案に異議を唱えた。

地方税条例の制定・改廃は1948年、直接請求の対象から除外された。戦後の混乱期に減税を求める請求が乱発されたからだ。

西尾勝・地制調会長(東大名誉教授)は「地方税は地方自治の根幹。除外する方が自然だ」と改正の意義を強調したが、福田氏は名古屋市議選で「減税日本」が躍進したことを念頭に「減税が人気取りのパフォーマンスに使われる恐れがある」と、地方行政の混乱を懸念して反論した。

一方、文化会館など

の大規模公共施設建設に關し、条例を定めれば住民投票で賛否を問える制度を創設するとして政府案にも、地方6団体側から「首長や議会の権限との関係が不明確だ」(石垣正夫・岡山県新見市長)など批判が相次いだ。

これに対して太田匡彦東大大学院教授(政策決定・行政統制論)は「政府案は、住民投票制度の導入を各自治体の選択制と定めていく。選ぶかどうかを住民に説明する責任を果たす」とこそ首長や議

会の役割ではないかと、地方の消極姿勢に疑問を呈した。

政府案はほかに、地方議会の会期通年化を認めることや、副知事・副市町村長の選任を首長の専決処分対象から除くことで議会の同意を得ることを実質的に義務づけるなど、地方議会のあり方や議会と首長との関係を見直す項目も列記した。

地方6団体は政府案になお修正を求める方針だが、国の出先機関移管など地域主権改革としては早期に一致点を見いだしたい考えだ。

政府の第30次地方制度調査会の専門小委員会は地方自治法改正に向けた論議を始めた。政府は、直接請求制度の充実などを通じて住民自治の強化を目指しているが、全国知事会など地方6団体は、政府が示した改正案に対し「首長と議会の権限を弱めて、地方自治制度を変質させるものだ」と反発。目標とする年内の法案取りまとめは難航が予想される。

住民自治拡大に警戒感

東日本と道内の放射線量測定値

	9月19日 午前8時～9時	平常値
札幌市	0.029	0.02～0.105
青森県	0.030	0.017～0.102
岩手県	0.023	0.014～0.084
宮城県	0.063	0.0176～0.0513
秋田県	0.041	0.022～0.086
山形県	0.042	0.025～0.082